

府農業施策に関する意見書概要

1. 地域計画素案の策定と、地域の課題に応じた支援の提示
2. 将来の大阪農業を支える農業経営成長モデルの策定と農業者の誘導
3. 大阪・関西万博での大阪産
4. 国に働きかける事項
(1) 食料・農業・農村基本法の見直しに関する事
① 外国産飼料に代わる米の多用
途利用の推進

- ② 食料安全保障に関して必要な生産量と確保すべき農地面積・農業従事者の想定と、農地と農業従事者を確保するための所得補償制度の導入
- ③ 国は水田余剰を畑への転換利用を施策にしているが、水田は多様な機能を有するため、その環境機能を十分に発揮できよう水田として機能維持

- する保全施策を講じる。
- (2) 農地制度の見直しに関する事
 - ① 農地法3条の権利取得にあたり、不適切な取得は遡及して許可の取り消し、その履歴の共有、その後の権利取得の審査厳格化
 - ② 農地中間管理機構関連農地整備事業の受益面積の要件の引

- き下げなど弾力的な対応と、地域計画策定地区での道水路整備など、小規模整備に対する支援の拡充
- ③ 農業振興地域での営農型太陽光発電の設置は適正な廃棄処理を担保する施策を講じる
 - (3) 地域計画の策定及び策定後の農業委員会組織の体制の整備と予算の確保

年度末目途に市町村基本構想

今回、基本方針の経営計画の所得目標と、集積率が見直されたことから、今後は市町村の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」においても、これらの目標見直しが進められる。

この基本構想の目標見直しは、現在、地域計画の策定を進める市町村に大きく関係することになる。地域計画には、集積率目標と担い手の属性を記載する必要があり、基本構想に位置付けられた各市町村の所得目標、集積率が集落での農業の将来像の話し合いを

来月から開始

相続登記義務化の周知を

令和3年民法・不動産登記法改正により、これまで義務でなかった不動産の相続登記の申請が令和6年4月1日から義務化される。

これまで相続未登記などが理由で所有者不明土地が増加し、公共事業の用地取得や災害復興に支障を来しているほか、適切に管理されないことによる近隣住民への被害の懸念などが大

通じて地域計画に位置付けられ、その計画をめざしていくことになる。

基本方針で経営計画の所得目標を見直したことから、認定農業者等の対象者が広がることになる。そのため、この趣旨に則

り市町村の基本構想を見直すことは、地域計画で記載する地域の農業を担う者一覧に記載する認定農業者、新規認定農業者などの対象者が広がることとなり、今後の地域計画の策定に影響する。

このように、現在作業中の各市町村基本構想の見直しは、7年3月末までに策定する地域計画との整合性に留意しつつ、各市町村の担い手等の現状を踏まえた変更が必要となる。

市町村は基本構想の見直し作

業を進め、2月下旬を目途に府に変更についての同意を求める。その後、府が各農業団体等に意見を求め、今年度末を目途に市町村基本構想を策定することになる。

(藤岡)

きな社会問題となってきた。とりわけ農地についても、特に利用価値が低かったり、相続人にとって不要と判断された農地は、相続が行われなかったり相続未登記に至るケースなどが散見されている。

これを受けて、相続や遺贈などにより不動産を取得した相続

人に対し、相続登記申請を行うことが義務付けられたもの。対象には、施行日より前に不動産を相続して現時点で名義変更を行っていない者も含まれる。申請義務の履行期間は、相続の開始があったことを知り、かつ、所有権を取得したことを知った日(施行日前に発生した相続は施行日)から3年以内。正当な理由なく登記の申請を怠った場合は10万円以下の過料の適用対象となる。

また、遺産分割協議による相続人間の合意がまとまらないな

ど、速やかな相続登記申請が難しい場合でも、自らが相続人であることを申告すれば相続登記の申請義務を果たしたものとみなされる「相続人申告登記」の制度がかわせて施行されるため、必要に応じてこの制度を活用して欲しい。

相続人に対して期間内に相続登記を必ず行うこと、円滑な相続登記申請のため、農業委員会でも、申請に必要な書類・手続きを案内して欲しい。

(沼田)